

No.	サービス種別	今回の集団指導に関する質問について、該当箇所のみご記入ください。	質問内容	回答
1	通所介護	電子申請・届出システムについて	システムが利用開始された場合でも事業所は指定申請する際に必ずシステムを利用しないといけないのでしょうか又、システムを利用するに当たって介護事業者向けに操作マニュアル等の作成の予定はありますか	原則、電子申請・届出システムを使用して提出となりますが、希望する事業者については、持参・郵送での提出が可能となります。また、事業者向けのマニュアル等については、案内予定です。
2	認知症対応型共同生活介護	電子申請・届出システムについて	当施設で導入していないこともあり、全貌がぼんやりしています。会議録などの保険文書もデータのみでいいのでしょうか？	施設グループで電子申請・届出システムの対象予定としている手続きは以下のとおりであり、その中で会議録等を必要とする項目はありません。 ・新規指定申請 ・指定更新申請 ・変更届 ・休止、廃止、再開届 ・加算に関する届出 上記以外の手続きについては、担当グループへお問い合わせください。
3	訪問看護	福祉空間補助金・台風等の災害発生時の報告と補助金について	取りまとめ部局の意味がよくわからない。情報共有システムはできているのですか？	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等は、国においては厚生労働省が所管しておりますが、那覇市指定事業所からの申請等の手続き先は、那覇市福祉部チャージャングじゅう課施設グループになります。そのため、活用意向や被災報告については、何かあれば、那覇市福祉部チャージャングじゅう課施設グループまでご連絡ください。 災害時情報共有システムについては、「介護サービス情報報告システム」の「事業者向けページ」内にありますので、集団指導時にお配りした資料を参考に、登録を進めてください。
4	通所介護	実地指導・文書点検等における指摘事項	内容に沿った文章でない記録としてみなされませんか？	個別に内容を伺いたうえて、記録とみなすか判断いたします。
5	居宅介護支援	電子申請・届出システムについて	ケアマネジャー1人に1台パソコン支給が無い為、個人情報（マイナンバー）入力が出来ない場合は、今後も今まで通りの申請が可能なのか。	施設グループで電子申請・届出システムの対象予定としている手続きは以下のとおりであり、その中で個人情報（マイナンバー）を必要とする項目はありません。 ・新規指定申請 ・指定更新申請 ・変更届 ・休止、廃止、再開届 ・加算に関する届出 上記以外の手続きについては、担当グループへお問い合わせください。

No.	サービス種別	今回の集団指導に関する質問について、該当箇所のみご記入ください。	質問内容	回答
6	訪問介護	高齢者虐待防止について	①虐待の判断と通報のタイミングについて、教えてください。	①高齢者虐待防止法第7条（養護者）及び第21条（養介護施設従事者）等では、虐待を受けていると思われる高齢者を発見した場合は、通報するよう謳われております。明らかに虐待を受けている場合のみならず、虐待を受けているのではないかと疑いがある時点で、養護者からの虐待については地域包括支援センターへ、養介護施設従事者等からの虐待については市へご相談下さい。
			②通報の手順について、具体的に教えてください。	②養護者からの虐待が疑われる場合は、当該高齢者がお住いの地域の地域包括支援センターへ、養介護施設従事者等（介護サービス事業所等の職員）からの虐待が疑われる場合は、那覇市チャージンじゅう課施設グループへ通報して下さい。
			③通報に関して、ご家族への説明について教えてください。	③事業所が気づき通報する場合、当該ご家族からの虐待（疑い）、他のご家族からの虐待（疑い）、どちらの内容についても、事業所が通報することに関してご家族への報告や説明を必ずしなければならないということはありません。ご家族が介護負担や他のご家族の対応について等、「虐待」という言葉でなくても何かしら相談をしたい意思が聞かれた際には、通報・相談の促しや、その窓口である地域包括支援センターの案内をお願いします。
			④通報後の利用者へのサービス提供の継続や、ご家族との関係性への影響について心配な点もありますが、そこのところはどうなりますか。	④高齢者虐待防止法には、養護者への支援（相談、指導及び助言）についても明記されております。養護者の負担軽減の観点からも、継続したサービス等利用は重要であることから、「養護者も支援しながら、高齢者の適切なサービス等利用に向けて一緒に考えていく」支援機関として、役割分担をしながら連携していけたらと考えます。なお、ご家族との関係性がこじれないよう、介入の際にはその方法等についてご相談させていただきます。
			⑤通報の目的については理解していますが、通報したことで訪問介護員が不利益な立場にならないための配慮はどのようになっていますか。	⑤高齢者虐待防止法において、通報を受けた「市町村職員はその職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」としています。よって、通報者が特定されることの無いよう、慎重に対応しています。

No.	サービス種別	今回の集団指導に関する質問について、該当箇所のみご記入ください。	質問内容	回答
7	居宅介護支援	高齢者虐待防止について	<p>法人内での連携が難しい場合、委員会の設立は各事業所で行ってもよい か。居宅介護支援事業所は特に、「虐待防止」だけでなく、BCPの対応 も実際は施設や通所系サービス等とは支援方法が極端に変わります。法人 全体で行おうとすると、内容が薄くなり、表面上のみの対策となっ てしまいがちにならないのでしょうか。細かい点まで方針や対応方法を 決めて、それを周知徹底できている事業所もあるかもしれませんが、私 が知る限りの事業所では聞いた事はありません。その関連事業所からの情 報でも、「実際は表面上の規定の様な物である！」と話を伺います。現 場で活かせる事のできる内容で、実践している事業所等による教授（研 修）など、今後計画などありましたらお教えいただきたいです。</p>	<p>検討委員会については、事業所に実施が求められているものであり、管理者を 含む幅広い職種での構成が求められております。また、他の会議体を活用す ること、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えないとされて おります。（「介護報酬の解釈2」参照） なお、現時点では、研修等は予定しておりませんが、今後の参考とさせてい た きます。</p>
8	訪問介護	電子申請・届出システムについて	<p>令和6年から開始されるという事ですが、何月から始まるのかはお知らせ が来るのでしょうか？</p>	<p>現時点では、那覇市ホームページにて周知を行う予定です。</p>